

岩手県告示第811号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川北上川水系盛岡北圏域に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、盛岡広域振興局土木部及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに盛岡市役所、八幡平市役所、滝沢市役所及び岩手町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成27年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也